

# 子ども・子育て支援新制度が始まります

問合せ先 子育て支援課子育て支援係 ☎72 - 2111 内線 472

平成 27 年4月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

この制度は①保育所や幼稚園の教育・保育の質の向上②待機児童の解消③地域の子育て支援の充実を目指して、全ての子どもと子育て家庭を対象に、市町村が幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくものです。

新制度では、新制度へ移行する幼稚園や保育所などへの申込みとは別に、教育・保育の必要に応じた認定区分を決めるために、市への申請が必要になるなど手続きが変わります。



## 利用手続きの流れはどうなるの？

### 認定区分の決定

新制度に移行する幼稚園や保育所などを利用する人は、教育・保育の必要に応じた認定を受ける必要があります。

	1号認定 教育標準時間認定	2号認定 満3歳以上・保育認定	3号認定 3歳未満・保育協定
3つの認定区分	お子さんが <b>満3歳以上</b> で、教育を希望する場合 <b>【利用できる施設・事業】</b> 幼稚園、認定こども園	お子さんが <b>満3歳以上</b> で、保育の必要な家庭で保育所などでの保育を希望する場合 <b>【利用できる施設・事業】</b> 保育所、認定こども園	お子さんが <b>満3歳未満</b> で、保育の必要な家庭で保育所などでの保育を希望する場合 <b>【利用できる施設・事業】</b> 保育所、認定こども園、地域型保育

#### ●保育の必要量に応じた区分

2号、3号認定は、保育が必要な時間により、「保育標準時間」認定と「保育短時間」認定に区分されます

### 手続きの流れ

#### 1号認定を受け利用する施設（幼稚園・認定こども園）

- ①幼稚園に、直接願書申込み
- ②入園内定を得たのち、幼稚園を通じて認定の申請書を提出
- ③市から認定証を交付
- ④幼稚園と利用契約を結ぶ

#### 2号、3号認定を受け利用する施設・事業（保育所・認定こども園・地域型保育）

- ①認定・利用申請書を市に提出
- ②市から認定証を交付
- ③利用できる施設・事業を市が調整
- ④保育所などの施設・事業者と利用契約を結ぶ

#### ☆☆☆☆ 幼稚園について ☆☆☆☆

幼稚園は、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があります。現行制度のまま継続する園については、手続きと保育料の仕組みは変わりません。

**現行制度のまま継続する幼稚園のお子さんは認定を受ける必要はありません**

#### ●すでに幼稚園を利用している場合

新たな手続きは不要です。継続して幼稚園を利用できます。

#### ●今後新たに幼稚園を利用する場合

- ①幼稚園に直接利用申込み
- ②幼稚園からの入園の決定を受け、利用  
※保育料などは園により異なります  
※保護者の経済的負担を軽減する「私立幼稚園等就園奨励費補助金」は継続予定

## どんな施設・事業があるの？



新制度では、幼児期の教育や保育、地域のさまざまな子育ての「量の拡充」や「質の向上」を進めます。

### 幼稚園（対象 3～5歳）

4時間の教育時間のほか、施設により教育時間前後の預かり保育があります。

### 保育所（対象 0～5歳）

8時間の保育時間（開所は11時間）のほか、施設により延長保育があります。

### 認定こども園（対象0～5歳）

※小郡市では、平成27年4月時点で「認定子ども園」に以降予定の施設はありません

幼稚園と保育所の機能をあわせもち、地域の子育て支援を行う施設

#### ○ 認定こども園のポイント

- ・保護者が働いている状況に関わりなく、どの子どもも教育・保育を一緒に受けます
- ・保護者の就労状況が変わった場合でも、通いながら園を継続して利用できます
- ・子育て支援の場が用意され、園に通っていない子どもの家庭も子育て相談や親子の交流の場などに参加できます

### 地域型保育（対象0～2歳）

施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

#### ○ 地域型保育の4つのタイプ

- ①家庭的保育…定員5人以下で保育を行います
- ②小規模保育…定員6～19人で保育を行います（C型は6～10人で保育）
- ③事業所内保育…事業所の保育施設などで、従業員の子どものと地域の子どものと一緒に保育します
- ④居宅訪問型保育…保護者の自宅で、1対1で保育を行います

## 地域の子ども・子育て支援

### 子育て支援センター・つどいのひろば

（地域子育て支援拠点）

#### ●親子の友だちづくりや相談に

主に0～3歳までの乳幼児と保護者が気軽に利用でき、交流・遊び・情報交換などができます。センターは現在、大崎保育所、味坂保育園、三国が丘保育園の3か所に、つどいのひろばはひまわり館東野に開設しています。

全ての子育て家庭のために、保護者のさまざまな状況や要望に応えた支援をしていきます

## 地域の子ども・子育て支援

### 一時預かり

#### ●一時的な保育が必要なときに

急な用事や短期のパートタイム就労など、一時的に家庭での保育が必要になったときに一時保育預かりを利用しやすくします。

#### 実施施設

味坂保育園 ☎72-1101

城山保育園 ☎72-5306

### ファミリーサポートセンター事業

#### ●地域住民で支え合う

子育てや家事で手助けが欲しい人を、近隣地域に住み、支援を行える人が助ける有償ボランティアです。

### 放課後児童クラブ

#### ●小学生がいる保護者に

保護者が就労などで昼間家にはいない場合、放課後に小学校などで過ごすことができるようになっています。

### 病児保育

#### ●病気や病後の子どもの保育が必要なときに

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などで預かります。

#### 実施施設

こぐま福祉会 ☎72-7221

## よくある質問Q&A

Q 新制度では、保育所や幼稚園への入園手続きは従来の申込方法から変更はありますか？

A 新制度では、現在保育所や幼稚園に通園している人は、これまでの手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。

ただし、新制度に移行する幼稚園を希望する子どもの保護者も含め、3つの区分による認定を受けること、保育所などを希望する場合に必要な応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。

Q 小郡市にも「認定こども園」ができますか？

A 平成27年度4月時点で、「認定こども園」に移行予定の施設はありません。  
今ある保育所や幼稚園が「認定こども園」への移行するかどうかは、それぞれの保育所や幼稚園が検討しています。現在、通園している保育園や幼稚園が認定こども園に移行しても通えなくなることはありません。

## 子ども・子育て支援新制度説明会を開催します。

子ども・子育て支援新制度の概要や利用手続きについての説明会を開催します。  
申請書の配布、記載方法の説明などは行いません。  
また、保育料の額などは現段階では決まっていないので、ご了承ください。

日時 (1時間程度)	会場	託児申込締切
10月11日(土) 午後2時30分～	生涯学習センター会議室1	10月6日(月)
10月18日(土) 午後7時～	ひまわり館東野	10月8日(水)
10月19日(日) 午後1時30分～	あすてらす会議室3	10月10日(金)

### ☆ 託児を行います(事前申し込み) ☆

対象 就学前のお子さんがいる保護者など、どなたでも参加できます。  
定員 各回20人(先着順)  
申込締切 上の表を参照  
※生後6か月未満のおさんは保護者と同席でお願いします。  
申込先 子育て支援課 子育て支援係  
☎72-2111 内線472、473

持ってくるもの・・・お茶、お手ふき用タオル、ティッシュ、紙おむつ(必要な方)、  
お尻ふき用ウェットティッシュ(必要な方)